

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一條第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第八号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。  
令和三年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
<p>特定分別基準適合物</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物</p>	<p>再商品化義務総量 （単位 万キログラム）</p> <p>一七、三七六</p>	<p>特定分別基準適合物</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物</p>	<p>再商品化義務総量 （単位 万キログラム）</p> <p>一七、四八〇</p>
<p>規則第四条第二号に規定する分別基準適合物</p>	<p>一三、〇七二</p>	<p>規則第四条第二号に規定する分別基準適合物</p>	<p>一三、一〇四</p>
<p>規則第四条第三号に規定する分別基準適合物</p>	<p>一一、二七六</p>	<p>規則第四条第三号に規定する分別基準適合物</p>	<p>一一、〇七〇</p>
<p>規則第四条第五号に規定する分別基準適合物</p>	<p>三一、三〇〇</p>	<p>規則第四条第五号に規定する分別基準適合物</p>	<p>三一、二〇〇</p>

財務大臣 麻生 太郎  
 厚生労働大臣 田村 憲久  
 農林水産大臣 野上浩太郎  
 経済産業大臣 梶山 弘志  
 環境大臣 小泉進次郎